

2020年（令和2年）7月6日

就労継続支援A型事業所全国協議会（全Aネット、久保寺一男理事長）はこのほど、障害者が働く就労継続支援A型事業所に仕事を発注した企業にインセンティブを与える「みなし雇用」について、段階的に導入することを求める研究報告をまとめた。

みなし雇用を制度化することでA型事業所が仕事量を確保しやすくなる半面、障害者が一般就労する機会を阻むとの懸念があることから、その懸念を払拭することを最重要課題とした。

第1段階では、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成した企業が発注することから始める。インセンティブとして国の納付金制度から報奨金を支払う。第2段階では未達成企業にも広げ、未達成の度合いに応じて収める納付金を減らす。発注額に応じて障害者の実績を持つ事業所に限る。第2段階では就労継続支援B型事業所も対象とする。

こうした扱いを制度化することで、障害者の多様な就業ニーズに対応できるとみる。

A型事業所は全国に約4000ヵ所ある。利用する障害者は約7万人で事業所と雇用契約を結び、最低賃金が保障される。安定的に収入の得られる仕事を確保することが最大の課題とされている。

みなし雇用はその課題を解決する方策として期待される半面、否定的な見方もあることから、全Aネットは2019年6月から諒訪康雄・法政大名誉教授を座長とする研究会で検討を重ねてきた。

（福田敏克）

みなし雇用、段階的に

全Aネットが研究報告